

退職等される方の**保険証の回収と返却**について

退職された方や被扶養者でなくなった方が無効となった保険証で医療機関等を受診し、本来協会けんぽが負担する必要のない医療費が多く発生しています。健康保険料率に影響を及ぼしかねないため、保険証の早期回収にご協力をお願いいたします。

1 従業員の方へ必ず次の4点をお伝えください。

- ・保険証は退職日の翌日・被扶養者でなくなった日から無効となること。
- ・無効となった保険証は、事業所へすみやかにお返しいただくこと。
- ・新たな健康保険の加入手続きをすみやかに行っていただくこと。
- ・無効となった保険証で受診した場合、医療費を返さなければならないこと。

2 退職された方や被扶養者でなくなった方の保険証は事業所ですみやかに回収を行ってください。

- ・保険証を返されない場合は、協会けんぽからもご本人に「健康保険被保険者証の返納について」を送り、お返しいただくよう求めています。

3 回収した保険証は日本年金機構京都事務センターへお返してください。

≪紙面申請≫ 資格喪失届や被扶養者異動届に保険証を添付し郵送等でお返しいただくこと。

≪電子申請≫ 電子申請後すみやかに保険証を郵送等でお返しいただくこと。

・保険証が紛失等によりやむを得ず返すことができない場合は「健康保険被保険者証回収不能届」をご提出ください。

